

奈良県介護保険施設等指導実施要綱

第1 目的

この指導要綱は、知事が、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第24条又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第24条の規定による質問など及びそれに基づく措置として、居宅サービス等（居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）若しくは介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）をいう。以下同じ。）を行つた者又はこれを使用する者（以下「居宅サービス実施者等」という。）に対して行う介護給付及び予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関する指導について、基本的事項を定めることにより、利用者又は入所者若しくは入居者（以下「利用者等」という。）の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護保険施設及び事業者を支援することを基本とし介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

第2 指導方針

指導は、居宅サービス実施者等、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定地域密着型介護サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者、介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者若しくは医師その他の従業者、介護医療院の開設者、介護医療院の管理者若しくは医師その他の従業者、平成18年旧介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）若しくは指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者、指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者及び指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者（以下「サービス事業者等」という。）に対し、「奈良県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」（平成24年10月奈良県条例第17号）、「奈良県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」（平成24年10月奈良県条例第14号）、「奈良県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例」（平成24年10月奈良県条例第15号）、「奈良県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例」（平成30年3月奈良県条例第66号）、「奈良県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」（平成24年10月奈良県条例第16号）、法第78

条の４第１項及び第２項の規定により市町村の条例で定める指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、「奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例」（平成２４年１０月奈良県条例第１８号）、「奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例附則第二条及び第四条の規定によりなおその効力を有するものとされた奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例」（平成２７年３月奈良県条例第７２号）、法第１１５条の１４第１項及び第２項の規定により市町村の条例で定める指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成１８年厚生労働省令第３７号）、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成１２年厚生省告示第１９号）、「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成１２年厚生省告示第２０号）、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」（平成１２年厚生省告示第２１号）、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成１８年厚生労働省告示第１２６号）、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成１８年厚生労働省告示第１２７号）、「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成１８年厚生労働省告示第１２８号）、「指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成１８年厚生労働省告示第１２９号）、「厚生労働大臣が定める一単位の単価」（平成２７年厚生労働省告示第９３号）等に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

第３ 指導形態等

指導の形態は、次のとおりとする。

１ 集団指導

集団指導は、知事が指定又は許可の権限を持つサービス事業者等に対し、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容について、年１回以上、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。なお、オンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等。以下同じ。の活用による動画の配信等による実施も可能とする。

２ 運営指導

（１）運営指導の形態

運営指導は次のア～ウの内容について、原則、実地に行う。また、県が単独で行うものを「一般指導」とし、県が厚生労働省又は市町村（中核市を除く。）と合同で行うものを「合同指導」とする。なお、ア～ウの実施については、効率的な実施の観点から、それぞれ分割して実施することも差し支えない。

ア 介護サービスの実施状況指導

個別サービスの質（施設・設備や利用者等に対するサービスの提供状況を含む）に関する指導

イ 最低基準等運営体制指導

基準等に規定する運営体制に関する指導（ウに関するものを除く。）

ウ 報酬請求指導

加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導

（２）実施頻度

運営指導は、原則として指定又は許可の有効期間内に少なくとも１回以上、指導の対象となるサービス事業者等について行う。なお、居宅サービス（居住系サービスに限る。）又は施設サービスについては、概ね３年に１回以上の頻度で行うよう努める。

第４ 指導対象

指導は、全てのサービス事業者等を対象とし、効率的な指導を行う観点から、その選定については一定の方針に基づき行う。

１ 集団指導の対象

集団指導は、知事が指定又は許可の権限を持つ全てのサービス事業者等を対象に行う。なお、指導内容等により、サービス種別毎の実施や新規指定又は管理者の変更があったサービス事業者等を対象として別途実施する等、より一層内容の理解が図られるよう努める。

２ 運営指導の対象

（１）一般指導

ア 一般指導は、毎年度策定する指導監査実施方針に基づき、サービス事業者等を選定する。

イ その他特に一般指導を要すると認めるサービス事業者等を対象に実施する。

（２）合同指導

合同指導は、一般指導の対象としたサービス事業者等の中から選定する。

３ 市町村との連携

市町村と連携を図り、必要な情報交換を行うことで適切な集団指導及び運営指導の実施に努めるものとする。

第５ 指導方法等

１ 集団指導

（１）実施通知

知事は、集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書等により当該サービス事業者等に対してあらかじめ周知する。

（２）指導方法

実施に当たっては、サービス事業者等に対して、指導内容の理解を深めるため質問や個別相談等の機会を設ける等、工夫する。

なお、集団指導に参加しなかったサービス事業者等に対しては、使用した資料の送付等により確実に資料の閲覧が行われるよう情報提供するとともに、オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況について確認する。

2 運営指導

(1) 実施通知

知事は、指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、次に掲げる事項を文書により当該サービス事業者等に原則として1月前までに通知する。

ただし、指導対象となるサービス事業者等において高齢者虐待が疑われる等の理由により、あらかじめ通知したのでは当該サービス事業者等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知する。

- ① 運営指導の根拠規定及び目的
- ② 運営指導の日時及び場所
- ③ 指導担当者
- ④ サービス事業者等の出席者（役職名等）
- ⑤ 準備すべき書類等
- ⑥ 当日の進め方、流れ等（実施する運営指導の形態、スケジュール等）

(2) 指導方法

運営指導は、国が定める運営指導に関するマニュアルに基づき、関係者から関係書類等を基に説明を求める面談方式で行う。なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認出来る内容（最低基準等運営体制指導及び報酬請求指導に限る。）の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。活用に当たっては、サービス事業者等の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

(3) 指導結果の通知等

知事は、運営指導の結果、人員、施設及び設備又は運営について改善を要すると認められる事項がある場合、介護報酬請求について不正には当たらない軽微な誤りが認められ過誤による調整を要すると認められる場合には、後日文書によってその旨を通知する。

(4) 指導の拒否への対応

正当な理由がなく運営指導を拒否した場合は、監査を行うものとする。

(5) 報告書の提出

知事は、当該サービス事業者等に対して、文書で通知した事項については、文書により報告を求めるものとする。

第6 監査への変更

運営指導を実施中に以下に該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに「奈良県介護保険施設等監査実施要綱」に定めるところにより監査を行い、事実関係の調査及び確認を行うものとする。

- 1 奈良県が定める介護給付等対象サービスの事業の人員、施設及び設備並びに運営

に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

- 2 介護報酬請求について、不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- 3 不正の手段による指定等を受けているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- 4 高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

附 則

この要綱は、平成12年8月1日から施行する。

変更後の第2、第3の(2)、第5の(2)及び第6の(3)については、平成15年12月1日から適用する。

変更後の第4及び第5については、平成16年7月1日から適用する。

変更後の第1から第6までについては、平成19年4月1日から適用する。

変更後の第1及び第2については、平成25年3月25日から適用する。

変更後の第2については、平成25年11月12日から適用する。

変更後の第2から第5については、平成28年4月19日から適用する。

変更後の第2から第3については、平成30年5月9日から適用する。

変更後の第2から第3については、令和2年6月11日から適用する。

変更後の第1から第6までについては、令和6年3月31日から適用する。